2019 年 12 月号

a monthly newspaper

Social Insurance & Lobor Consultant Personnel management Center & Jinjiken inc. News

# SPC JINJIKEN NEWS

## 「過労死認定基準」20 年ぶりに見直し　2020 年度にも検討会設置（11 月 1 日）

厚生労働省は、脳・心臓疾患による過労死の労災認定の基準を 20 年ぶりに見直す方針を固めた。2020 年度にも有識者検討会を立ち上げ、発症のリスク要因や評価の方法等について、現代の労働環境の変化に即した内容に改める。また、自殺を含む精神疾患による過労死についても、21 年度に別の有識者検討会を設け、11 年の策定以来初の見直しに着手する。

## 求人倍率・失業率、９月はともに悪化（11 月 1 日）

９月の有効求人倍率は前月比 0.02 ポイント低下して 1.57 倍、完全失業率は同 0.2 ポイント高い 2.4％と、いずれも悪化したことがわかった。政府は雇用情勢について「確実に改善」との見方を維持しているが、米中貿易摩擦等を不安視して製造業の新規求人数が８か月連続で減少するなど、陰りが出ている。

## 「教員の働き方改革」衆院本会議で審議入り（11 月 7 日）

教員の働き方改革を目的とする教職員給与特別措置法改正案が、衆院本会議で審議入りした。公立学校の教員への変形労働時間制の導入と、文部科学省が定める超過勤務時間の上限ガイドライン（1 か月 45 時間、年 360 時間以内）の指針への格上げが柱。変形労働時間制を適用する場合の前提条件として、指針の順守を求める。今国会での法案成立、2021 年４月の施行を目指す。

## ９月の実質賃金、９か月ぶりに増（11 月 8 日）

厚生労働省は、2019 年９月の毎月勤労統計（速報値）を公表した。実質賃金は前年同月比 0.6％増と、９か月ぶりに増加した。労働者１人あたりの現金給与総額は平均 27 万 2,937 円（同 0.8％増）だった。夏季賞与は平均 38 万 1,520 円（同 1.4％減）と、４年ぶりに前年より減少した。

## パート厚生年金適用「従業員 51 以上」方針（11 月 12 日）

厚生労働省は、短時間労働者（パートタイマー）への厚生年金の適用範囲を拡大するため、企業規模要件を緩和する方針。現行制度の「従業員 501 人以上」を、「51 人以上」へと段階的に引き下げる案を軸に検討されている。個人の法律事務所や会計士事務所も適用対象とする方針。関連法案を来年の通常国会に提出することを目指す。

## 実習生の失踪への対策強化（11 月 12 日）

出入国在留管理庁は、外国人技能実習生の失踪防止策を発表した。日本の監理団体、受入れ企業、母国の送出し機関が大量の失踪者を出した場合、その受入れ・送出しを一時停止する。また、失踪した実習生を違法に雇用した企業名を公表する。本年の失踪者は６月末時点で約 4,500 人となるなど、過去最多

を更新する見込み。

### マイナポイント、2020 年９月スタート方針（11 月 14 日）

西村康稔経済財政・再生相は、マイナンバーカード所有者へ買い物ポイントを還元する「マイナポイント制度」について、実施時期を 2020 年９月開始に早める考えを示した。東京オリンピック後の消費の落ち込みを避ける狙い。

### 要介護認定の有効期間、最長４年に延長（11 月 15 日）

厚生労働省は、介護保険の要介護認定の有効期間を、2021 年度より「最長３年」から「最長４年」へ延長することを社会保障審議会で示し、大筋で了承された。認定申請件数が増加するなか、認定にあたる市区長村の業務負担を軽減する狙い。

### ６割が「出産後も仕事」と回答（11 月 16 日）

内閣府の行った世論調査によると、「子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい」と答えた人が 61.0%で、1992 年の調査開始以来初めて６割を超えた。また、保育所や家事代行などの外部の支援サービスについて、「利用せずに行いたい」と答えた人が育児では 57.8%、育児・介護以外の家事では 66.0%だったが、介護では 62.9%が「利用しながら行いたい」と答えた。

### 大卒内定率が 76.8%（11 月 16 日）

厚生労働省・文部科学省が発表した来春大卒予定者の就職内定率（10 月１日時点）は 76.8%（前年同期比 0.2 ポイント減）で、前年に次いで過去２番目に高かったことがわかった。男子は 76.1%（同 0.9 ポイント減）で過去３番目に高く、女子は 77.6%（同 0.6 ポイント増）で過去最高を更新した。文系は 76.2%（同 0.3 ポイント減）、理系は 79.3%（同 0.1 ポイント増）だった。

### トヨタ社員パワハラが原因で自殺　労災認定（11 月 20 日）

2017 年にトヨタ自動車の男性社員が自殺した原因は上司のパワハラが原因だとして、豊田労働基準監督署が労災認定した。男性は上司からのパワハラで適応障害を発症し休職、復職後社内の別のグループに異動したが、席がこの上司の近くだった。会社側は当初、パワハラと休職との因果関係を認めたが自殺との因果関係を否定し、遺族側は今年３月に労災を申請した。

### パワハラ防止指針案で判断の具体例を提示（11 月 21 日）

厚生労働省は、職場でのパワハラを防止するために企業に求める指針案を固めたことを明らかにした。10 月に示した素案を修正し、同省が定めたパワハラ６類型に沿ってパワハラに当たるかどうかの具体的な判断事例を示した。指針は年内に策定され、大企業は来年６月から、中小企業は 2022 年４月から対応が義務付けられる。

### 後期高齢者の医療保険料上限　64 万円に引上げ（11 月 22 日）

厚生労働省は、後期高齢者が納める医療保険料の上限を来年度から 62 万円から 64 万円に引き上げる案を社会保障審議会の部会で提案し、了承された。高所得の後期高齢者の保険料の負担が重くなる一方で、主に中間所得層の負担が抑えられることになる。

## トピックス　パワハラ防止措置の義務化 大企業では令和2年6月1日から施行の見込み

労働政策審議会の雇用環境・均等分科会において、「パワハラ防止対策の法制化（パワハラ防止措置の義務化など）」が盛り込まれた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年 6 月 5 日公布）」の施行期日を定める政令の案が示されました。同分科会で示された指針の素案と合わせて、ポイントを紹介します。

### ―――― パワハラ防止措置の義務化　施行期日と指針の案をチェック ――――

【確認】 職場におけるパワーハラスメントの防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（パワハラ防止措置の義務化）。これに合わせて、「職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（パワハラ防止措置等の指針）」が策定されることになっています。

＜パワハラ防止措置の義務化の施行期日（案）は？＞

●公布後 1 年以内の政令で定める日 ・・・・・・・・・・・・その政令で定める日は「令和 2 年 6 月 1 日」

●ただし中小企業では、公布後3年以内の政令で定める日までの間は努力義務 ・・・・・・・・・・・・その政令で定める日は「令和 4 年 3 月 31 日」

＜パワハラ防止措置等の指針の素案のポイントは？＞

●パワハラに該当する例・該当しない例が、「身体的な攻撃」、「精神的な攻撃」、「人間関係からの切り離し」、「過大な要求」、「過少な要求」、「個の侵害」という典型的な6類型に分けて示されています。

例）精神的な攻撃について

（該当すると考えられる例）

○業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行うこと。

○他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行うこと。

（該当しないと考えられる例）

○遅刻や服装の乱れなど社会的ルールやマナーを欠いた言動・行動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して強く注意をすること。

○その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、強く注意をすること。

●企業に防止対策を義務づける労働者には、正社員のほか、パートタイム労働者や契約社員などの非正規雇用労働者も含むことなどが明確にされています。

●事業主が雇用管理上講ずべき措置の内容は、いわゆるセクハラ指針と同様です。

（①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、②相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要

★ 指針については詳細を詰めているところですが、施行期日はほぼ確定といえる段階です。
準備に向けて、質問などがございましたら、気軽にお声掛けください。

## トピックス 住民票・マイナンバーカード等への旧姓の併記　施行されています

住民票、マイナンバーカード等へ旧姓（旧氏）を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、令和元年（2019 年）11 月 5 日から施行となりました。その概要を確認しておきましょう。

―――― 住民票、マイナンバーカード等への旧姓（旧氏）の併記のポイント ――――

●この改正により、婚姻等で姓（氏：うじ）に変更があった場合でも、従来称してきた姓（氏）をマイナンバーカード等に併記し、各種証明に利用することができるようになります。

たとえば、就職・転職時などの仕事の場面でも、旧姓（旧氏）で本人確認をすることが可能になるということです。企業実務を行う上でも、知っておきたい改正といえます。

以下に、総務省が周知用に作成したリーフレットの一部を紹介しておきます。

★ 今後、各種行政手続における具体的な注意点などが通知されることがありましたら、必要な情報はお伝えいたします。